

河川技術論文集投稿規定

平成27年11月5日一部改定

平成24年10月2日一部改定

平成23年5月20日制定

1. 投稿ジャンル

(1) 論文（理念に関する論文を含む）

論文は、河川技術上新しい事実の発見や解釈を含むものであり、科学的な手続きを踏んで得られた結果に対して論理的に筋の通った考察が加えられているもの。また、理念に関する論文とは、新しい河川整備・管理に資する理念や提案であり、新規性・有用性があり、論理的に筋の通ったもの。

(2) 総説

これまでに公表された当該分野に関する事実や論文に含まれた多くの知見を幅広く総括することによって河川技術に関する課題を比較考察し、今後の研究及び技術開発の方向性を考察した論文。

(3) 報告

調査・計画・設計・施工・現場計測・研究プロジェクトなど河川技術が適用される現場での取り組みに関する報告で、河川技術的に有益な内容を含むもの。論文に求められる要件を満たす途上ではあるが、報告の価値があると考えられる事例研究の成果も、このジャンルに含まれる。

2. 投稿ジャンルに関する河川部会の基本スタンス

審査は、原則として、投稿者が選択したジャンルを前提に行う。したがって、投稿に際しては、各ジャンルの趣旨を十分踏まえ、投稿者の意図に適ったジャンル選択を行うことが求められる。

河川部会の目的、特長に則り、河川部会は理念に関する論文の投稿も重視している。また河川部会は、河川技術が適用される現場での取り組みに根ざした実際的知見の共有も大切に考えていることから、「報告」も論文や総説と同等に重視している。

3. 投稿に求められる条件

「河川技術を主題とし、あるいは生物・生態、社会経済などの周辺領域の論文等については河川技術とのインターフェースを有し、いずれも河川整備や管理に資するもの」、また「実際の事象に基づいた考察がなされ、研究された論文等であること。たとえば、現地を対象とした観測・調査、数値計算や模型実験などから見出された知見をもとに、問題設定がなされ、研究が展開されている論文等であること」を投稿の条件とする。

4. 投稿資格

河川の技術に求められるさまざまなインターフェース的側面を追求するという河川部会の趣旨から、発表者、共著者によらず、非土木学会員でも投稿は可能とする。また、同一巻において、同一著者の複数投稿は認めるが、発表は一人一編に限定する。

5. 投稿方法

投稿は、土木学会の河川部会ホームページにおいて、そこに示される論文等募集の案内と投稿方法にしたがい、WEB により行う。なお、河川技術論文集の論文等募集についての会告は、土木学会誌および土木学会ホームページに掲載される。

6. 登載論文等の著者負担金

参加費とは別に登載論文等の著者負担金として 12,000 円(税込み)を取る。

7. 要旨による応募方法

要旨の応募にあたっては、下記 (1)から(6)を記載する。要旨の言語は、日本語以外には英語のみを受け付ける。ただし、連絡等のやりとりは日本語を基本にする。

(1)題目

(2)要旨

「(a) 目的」、「(b) 内容」、「(c) 得られた成果」に分けて、要旨全体を 1000 字以内で記述する（英文の場合は、400 ワード以内）。要旨は文章のみとし、図面、写真は不可とする。

(3)応募する課題：(通常、特定課題と一般課題が課題種別として設けられるが、詳細は、論文等募集案内で確認されたい)

(4)投稿のジャンル：(総説 or 論文 or 報告)

(5)著者、発表者、発表者所属

(6)連絡先 (代表者の氏名、郵便番号、住所、電話、FAX 番号、E メールアドレス)

8. 全文原稿による応募方法

要旨による応募に対して第 1 段階査読（要旨査読）を行い、この査読を通ったものについて全文原稿の提出が求められ、第 2 段階査読（全文査読）に進む。全文原稿は、A4 用紙で 4 ページあるいは 6 ページでなければならない。全文原稿執筆様式は、別途指示される。全文原稿の言語は、日本語以外には英語のみを受け付ける。ただし、連絡等のやりとりは日本語を基本にする。要旨と全文原稿は原則として同じ言語でなければならない。

9. 要旨査読原稿～全文査読原稿～登載時原稿の間でのタイトルや著者の変更について

全文原稿の提出を求めるか否かは要旨査読に基づいて行っていることから、全文査読原

稿のタイトル変更は、要旨査読結果に付けた査読意見に沿っての変更である場合を除けば、避けるべきである。やむを得ずタイトルを変更する場合には、その旨、理由とともに明示した上で全文原稿を提出すること。タイトル変更の妥当性も含め、部会として全文原稿の査読を行うことになる。なお、登載段階でタイトル変更は許されない。

著者の変更（追加、削除を含む）についても、要旨査読結果に付けた査読意見に沿っての変更である場合を除けば、避けるべきである。ただし、1)変更対象が主たる著者かどうか、2)著者変更の理由、によっては許可する場合もあるので、変更した旨と理由を明示して、河川部会に可否の判断を委ねることもできる。主たる著者であると判断される者にかかわる変更は、投稿原稿への信頼性を著しく低下させるので、不受理となる可能性が高いことに留意する。

全文査読後に、カラー頁で査読した図面を白黒に、白黒頁で査読した図面をカラー頁に変更することは原則的に認められない。ただし、査読意見を受けて変更することは可能である。

以上